

がいこくじん し じん けんこう ぼうさい
外国人市民の「健康」と「防災」

かん か だい かいけつ
に関する課題を解決するために

だい き やま と し た ぶん か きょうせい かい ぎ
第2期大和市多文化共生会議

てい げん しょ
提言書

ねん がつ
2010年11月

はじめに

「第2期大和市多文化共生会議」は、多文化共生社会の実現のために必要なことを検討することを目的に、2008年12月6日にスタートしました。

第1期は、各委員から提案された幅広い課題からテーマを選び提言書がまとめられています。第2期は、大和市から、「外国人市民の「健康」と「防災」に関する課題について」というテーマが示されました。国際化協会が自主的に開催していた第1期と異なり、第2期は大和市からの受託事業になったことから、提言後の推進体制が強化されるということを確認してのスタートでもありました。

当会議は、日本人市民と外国人市民が力を合わせて、共生するための課題の解決の場をつくることも目的とされています。まずは、ワークショップを通して委員間の交流と問題意識の共有化を図るところから会議は始められました。その後、テーマごとに講師を招いたり、視察などに出かけたりしながら問題を把握し、課題を出し合い、調査し、提言を作成しました。

会議を進めていく中では、外国人委員と日本人委員の議論がかみ合わないこともありましたが、約2年間毎月会議を重ねることで理解が深まってきたように思います。

今回のテーマであります「健康」及び「防災」については、調査検討を進める中で、どちらも喫緊の課題であることを実感しました。しかし、本提言書でも述べさせていただいていますが、大和市の計画に明記されているにも関わらず、実行に至っていないという状況があります。そこで、速やかな取り組みを強く希望し、提言をまとめさせていただきました。

また、第1期多文化共生会議からの提言も実行されていない項目があります。あらためて、提言の内容を確認し今回のテーマ以外にも施策に反映していかれることを求めます。

最後に、本提言につきましては、大和市がリーダーシップをとって具体の取り組みを進めていただくことは言うまでもありませんが、多文化共生への取り組みは、行政だけでなく、国際化協会、NPO、市民団体、市民などが協働することが肝要だと考えます。

協働して取り組む担い手も示させていただきましたので、併せて、ご活用頂ければ幸いです。

2010年11月

第2期大和市多文化共生会議

だい き た ぶん か きょうせい かい ぎ ていげんしょ もくじ
第2期多文化共生会議提言書 目次

「健康」に関する提言	1
「防災」に関する提言	9
提言の実現へ向けた役割分担のイメージ	17
第2期多文化共生会議の概要	18
第2期多文化共生会議設置要綱	21
大和市多文化共生会議の仕組み	23
委員名簿	24

「健康」に関する提言

1. 外国人市民が受診しやすい医療機関づくりを進める取り組み

提言1 外国人市民が受診しやすい医療機関づくりを進める。

2. 外国人市民への「健康」に関する情報提供を充実させる取り組み

提言2 外国語で受診できる医療機関の情報を収集し公開する。

提言3 行政情報を多言語で配布する。

提言4 外国人市民に国民健康保険制度を周知する。

3. 外国人市民の健康を増進する取り組み

提言5 外国人市民にも受けやすい特定健診や特定保健指導、集団検診、個別検診を行う。

提言6 外国人市民自らが健康増進に取り組める環境を整える。

4. 高齢化する外国人市民に対する取り組み

提言7 高齢化する外国人市民に対する取り組みを検討する。

提言の背景

「できることならいつまでも健康で暮らしたい」。「子どもには、健やかに育てほしい」。日本に住む私たちは、誰もが持つこの願いがかなえられる幸運を享受できる環境にあります。

高度な水準の医療を提供する医療機関が自分の住む家の近くにあり、すべての国民が加入できる保険制度があり、予防接種はもちろん健康診査や検診などのサービスが行政によって提供されています。

新聞やテレビ、インターネットでも医療や健康に関する情報は、あふれるように流され、私たちの間でも、体、健康、病院、薬のことは日常的な話題です。

しかし、日本に住む外国人にとって、そこにたどり着くことは、簡単なことではありません。

自国とは診察の様子も薬の受け取り方も大きく異なる日本の医療機関に行くには勇気がいります。流れるように進んで行く診察の最中、分からないことを日本語で聞き直すことも、自分の不安を訴えることも簡単ではありません。

また、来日当初に、健康保険や年金の制度について、分かるように説明してくれる人もいなければ、資料を手に入れる機会も充分ではありません。

予防接種や検診の情報を手に入れるにも苦勞を伴います。機械的に自宅に送付されてくる各種の封筒の中に何の手紙が入っているのかさえわかりません。

外国での暮らしで抱えるストレスもあります。これからは高齢化も進んでいきます。

こうした不安と苦勞に目を向けて、外国人市民¹が、健康で暮らせる環境づくりをとともに進めていくために、以下を提言します。

1 外国人市民...第2期多文化共生会議設置要綱から

日本以外の国籍を有する者の他に、日本国籍を有していても、外国に文化的背景を持つ者を含む

1. 外国人市民が受診しやすい医療機関づくりを進める取り組み

提言1 外国人市民が受診しやすい医療機関づくりを進める。

外国人市民にとって受診しやすい医療機関とは、自分たちの不安や苦痛に理解を示し、それをやわらげてくれる医療機関のことで。

どんな診察や治療が行われるのだろうか、言いたいことが伝わるだろうか、医師の話すことが理解できるだろうか、治療費はどのくらいかかるのだろうか…。外国人市民は、日本人市民も持つ不安だけではなく、外国人市民だからこそその不安を抱えて病院を受診することになります。

実際に、「どうでしたか？」の前に、「治療費は払えますか？」と声をかけられたという委員もいます。

現在、大和市立病院は、スペイン語の通訳員を水曜日（一日）と金曜日（午前）に配置するほか、財団法人大和市国際化協会（以下「国際化協会」）の通訳員や、通訳・翻訳ボランティアを通して、多言語で診察を受けることが可能になっており、地域の中核病院として、安心して受診できる配慮がされていますが、市民にとって一番良いのは、地域の病院で診察が受けられることです。

地域すべての病院が外国人市民にとって受診しやすい病院であることが理想ですが、一朝一夕に進まないことは理解しています。

まずは、公立病院である大和市立病院が、今以上に外国人市民が受診しやすい病院づくりを進めることが重要です。

大和市には、大和市立病院の院内表示を多言語化する、多言語医療問診票¹を充実させる、検査・手術の承諾書を多言語化する、通訳員の配置を充実させる、病院の全職員へ多文化共生研修を行うなど、外国人患者に対する配慮の充実を求めます。

それとともに、地域の医療機関が外国人市民が受診しやすい医療機関づくりを進められるよう支援することを求めます。

¹ 多言語医療問診票

NPO法人ハーティー港南台が、かながわ国際交流財団と協働して10診療科、17言語で作成したものが、かながわ国際交流財団のホームページで公開されています。

2. 外国人市民への「健康」に関する情報提供を充実させる取り組み

提言2 外国語で受診できる医療機関の情報を収集し公開する。

市内の医療機関の中には、多言語での受診が可能とところがあります。例えば、鶴間駅近くにある小林国際クリニックでは、曜日によって英語、韓国語、タガログ語、タイ語、スペイン語、ベトナム語での受診が可能です。

現在大和市で作成されている生活ガイド(英語版、スペイン語版)では、外国語で受診できる医療機関の情報が一覧表になって公開されていますが、残念ながら状況が変わっているところも少なくないようです。また、「やまと暮らしのガイド」に掲載されている市内医療機関のガイドは大変便利ですが、外国語で受診できるところが分かれば、より参考になるのではないのでしょうか。多文化共生関連部署、医療関連部署、消防関連部署等で情報を共有すれば、さらに有効な活用が望めます。

大和市には、外国語で受診できる医療機関の情報を一元化して集約するシステムを作り、常に最新の情報を把握しておくとともに、広く市民に情報提供するよう求めます。

提言3 行政情報を多言語で配布する。

大和市に住む外国人は、就労目的で来日した中南米の日系人、日本人の配偶者、難民とその家族など、背景はさまざまですが、体系的な日本語学習の機会を得た上で来日した人は多くありません。市内のボランティア日本語教室が提供している日本語指導も、必要度の高い会話を中心とした、実践的な学習が主で、読み書きについての指導は、なかなか進んでいません。

このような中、外国人市民が日本語でかかれた媒体から情報を入手することは、たいへん困難です。

第1期多文化共生会議でも提言しましたが、大和市には、命にかかわるような重要な行政情報については特に、早急な資料の多言語化を求めます。

それと同時に、行政が送付した重要な書類が、そうであると外国人市民にわかるように工夫してください。

例えば、自宅に送られる予防接種の予診票や健康診査の受診券、がん検診の受診カードなどの封筒にも、市民税課の市県民税納付書を送付する封筒のように、「大切なお知らせ」、「予防接種のお知らせ」といった簡単な英語やスペイン語の表記を載せるなどです。

また、せっかく作られた多言語資料が、有効に配られていない現状もあります。例えば、予防接種のお知らせは、国際化協会の通訳・翻訳ボランティアの協力によって9カ国語で翻訳されているにもかかわらず、

がいこくじんしみん ぼご わ 理由で、予診票には同封されていません。保健福祉センターの窓口
まで足を運ばなければ受け取ることができず、その資料の存在を知らない多くの市民の手元には届けられ
ていないのです。せっかくつくられた多言語資料が、がいこくじんしみんのもとに必ず届けられるよう配布方法を
工夫してください。

提言4 外国人市民に国民健康保険制度を周知する。

がいこくじんしみん から、「国民健康保険料が高い」という訴えを聞くことがよくあります。その背景には、日本の
公的保険制度の仕組みが理解されていないことがあるのではないのでしょうか。国民皆保険の制度をとる
日本では、1年以上の在留資格を持つ外国人に対しても公的保険への加入が義務付けられています。
十分な説明もないまま、病院を受診しなくても保険料を支払わなければならない現状では、異なった保険
制度を持つ国から来た外国人市民から、「保険料が高い」という声上がるのも仕方がないことのように感
じます。

また、国民健康保険の場合、他の保険に加入していなければ、資格が与えられた時点まで最大で5年さ
かのぼって保険に加入することになり、最大で3年分の保険料を徴収されますが、来日当初に仕組みを知
らず、保険に加入しなかった外国人市民には、それが保険料の滞納につながり、悪循環を生みます。

外国人を取り巻く雇用環境が非常に厳しい中、日本の保険制度への理解に説明を尽くすこと、特に
来日当初における十分な説明は不可欠です。

これについては、第1期多文化共生会議で提言している「外国人登録窓口での情報提供の充実」を実現
することで、少しでも解消されるのではないのでしょうか。情報が届きにくい外国人市民に対しては、外国人
登録を中心とした諸手続きのために、市役所へ来庁する際に情報伝達の大きなチャンスととらえて、有効
に活用してください。

また、保険料を支払えない人に対しては、親身になって相談に乗ること、保険給付の制度を積極的に
活用できる体制を整えることも重要です。

大和市には、外国人市民に対して、国民健康保険制度の周知を進めることを求めます。

3. 外国人市民の健康を増進する取り組み

提言5 外国人市民にも受けやすい特定健診や特定保健指導、集団検診、個別検診を行う。

私たちがこの会議で、外国人市民の健康に関する調査を進める中で、分かってきたことの一つに、外国人市民には生活習慣病の患者が多い、ということがあります。それは主に食習慣からくるものと思われませんが、体調が悪くなければ、健康診断を受けない限り、なかなかそのことを指摘されることはありません。外国人市民が今よりも、健康診断を受けやすい環境づくりを進めることは重要です。

2008年度から、各市町村が行う「基本健康診査」から、保険者が実施する「特定健康診査」の制度に仕組みが変わりましたが、このことは外国人市民にはほとんど伝わっていません。

実際に特定健診を受けた外国籍被保険者の数は、2009年度で133名(外国籍被保険者の12.7%。また、2008年度は138名)であったと聞いています。

大和市には、特定健診の制度を外国人被保険者に周知し、受診券や問診票を翻訳する等、外国人市民が特定健診を受けやすい環境を早急に作るよう求めます。

またそれは、集団検診や個別検診といったがん検診にも同様のことが言えます。外国人市民が検診を受けやすい環境づくりも同時に進めて下さい。

提言6 外国人市民自らが健康増進に取り組める環境を整える。

生活習慣病と診断された患者が、生活習慣を改めるのは、容易ではないことが知られています。根強い指導と本人の努力が大切になってきますが、日本に住む外国人の場合、その対象者の母国の食習慣や生活習慣を理解したうえで、励まし、適切なアドバイスができる指導者はほとんどいません。健康に関する情報に接する機会もあまりない外国人市民には、予防に対する知識が十分に知られていないのが現状です。

大和市には、現在開催している健康教室や健康相談について、外国人市民の参加を十分に意識する等、外国人市民が自らの習慣を省みて、健康の増進に取り組むことができる環境を整えるよう求めます。

その他、大和市医師会では、会員医師が、通訳を付けて日本の医療制度を多言語で説明する、健康診査の結果表を見ながら健康状態を説明する、血圧測定や体重測定から健康増進のアドバイスをする、といった外国人市民向けの健康セミナーを開催しています。市内の教会などで、外国人市民に向けた無料の

けんしん じっし けんしん じっし
検診を実施している NPO¹ もあります。やまとし と く ゆうこうせい けんしやう せつきよくてき
大和市には、こういった取り組みの有効性を検証し、積極的に
しえん きようさい あわ もと
支援・共催することも併せて求めます。

1 みなとまち健康互助会

かいいんせい いりやうほけんせいど おこな だんたい かいいん むほけんしゃ い か びやういん けんこうほけん おな わりふ
会員制の医療保険制度を行っている団体。会員であれば、無保険者でも、以下の病院で健康保険と同じ3割負
たん じゆしん やまとし じゆうじやうどお いいん よこはまし みなとまちしんりやうじや よこすかし よこすかちゆうおうしんりやうじや
担で受診することができる。(大和市の十条通り医院、横浜市の港町診療所、横須賀市の横須賀中央診療所)。その
ほか がいこくじんしみん むりやう けんこうしんだん かいさい
他に、外国人市民のために無料の健康診断などを開催している。

4 . 高齢化する外国人市民に対する取り組み

提言7 高齢化する外国人市民に対する取り組みを検討する。

さいいじやう がいこくじんしみん ぜんががいこくじんしみん ていど やまとし ひかくてきわか がいこくじんしみん おお す
60歳以上の外国人市民は全外国人市民の7%程度と、大和市には、比較的若い外国人市民が多く住
でいますが、ざいにち ちゆうごくざんりゆうほうじん きこくしゃ なんみんしゆつしんしゃ ちゆうしん がいこくじん しみん
在日コリアン、中国残留邦人の帰国者、インドシナ難民出身者を中心に、外国人市民の
こうれいか すす
高齢化が進んでいます。

かわさきかわさきさくらもと かん きよてん かつどう しゃかいふくしほうじん せいきやうしゃ ざいにち
川崎市川崎区桜本にある「ふれあい館」を拠点に活動している社会福祉法人「青丘社」は、在日コリアン
こうれいしゃ ぶんかてきはいけい そんちやう ていきやう かい こじぎやうしゃ じぎやうぶもん も
高齢者の文化的背景を尊重したサービスを提供する介護事業者として「ほっとライン」という事業部門を持
っていますが、わたし かいぎ なか かん かんちやう はなし き なか かんちやう
私たちは、会議の中でこのふれあい館の館長の話を聞きました。その中で、館長からは、
がいこくじんこうれいしゃ すく はいけい ことば つう た もの ぐち うた
外国人高齢者が少ない背景には、言葉が通じないだけでなく、なじみの食べ物も、口ずさんできた歌もち
がう日本人高齢者とともて老後を日本で過ごすのは難しい現状があるのかもしれないとの指摘がありまし
た。たし にほん ろうじん す くち がいこくじんこうれいしゃ すく
た。確かに、日本の老人ホームでは過ごせないと言口にする外国人高齢者は少なくありません。

しかし、なんみん ぼこく はな にほん す せんたく ひと にほん ぼこく きこく ひと
難民として母国を離れ、日本に住むことを選択した人、日本という母国へ帰国してきた人など、
にほん す がいこくじん にほん はな せんたく ひと にほん ていじゆう
日本に住む外国人は、日本を離れることを選択できる人ばかりではありません。また、日本に定住すること
をき じぶん こ たち わか ぼこく かせ かぞく だんれつ う
決めた自分の子ども達と別れて母国に帰ることは、家族の断裂を生むことでもあります。

こうれいか すす にほん にほんじんこうれいしゃ かだい かんが とき なが にほん す にほん けいざい
高齢化が進む日本において、日本人高齢者の課題について考える時、長く日本に住み、日本の経済を
したざさ がいこくじん しみん そんげん も ろうご す かんきやう かくほ あわ かんが
下支えしてきた外国人市民が、尊厳を持って老後を過ごせる環境を確保することについても、併せて考え
ていくひつやう
必要があります。

やまとし こうれいか がいこくじんしみん かが かだい ぐたいてき ちやうさ と く けんとう
大和市には、高齢化する外国人市民が抱えるであろう課題を具体的に調査し、取り組みを検討するよう
もと
求めます。

「防災」に関する提言

1. 大和市で災害が発生した時に支援を活かす枠組みづくり

提言1 外国人市民に必要な防災推進体制を早急に整備する。

提言2 「災害時多言語支援センター」の設置について地域防災計画に明記し、その準備や運営に取り組む。

提言3 多文化共生を進める団体と災害発生時の支援協定を結ぶ。

提言4 災害発生時に相互支援することのできる広域の連携を作る。

2. 外国人市民を災害弱者にしないための取り組み

提言5 災害時外国人支援ボランティアの育成とボランティアの登録制度を創設する。

提言6 外国人市民も参加しやすい総合防災訓練を開催する。

提言7 外国人市民のための地域防災訓練を開催する。

提言8 多言語防災ハンドブックを作成する。

提言9 外国人も安心して避難できる一時避難場所づくりを進める。

提言の背景

阪神淡路大震災が発生してから、15年の歳月が経過しました。ボランティア元年として定着している1995年は、実は「多文化共生¹」にとっても、一つのターニングポイントになっています。それまで、地域で生活しているにもかかわらず、地域社会において目には見えない存在だった在住外国人が、阪神淡路大震災がきっかけとなって目に見える存在、地域住民として認識されるようになったからです。多くの市民が犠牲になった中、外国人市民は外国人ならではの問題に直面し、また彼らを助けようとする意思を持った人たちも多くあられました。市民にとって、この阪神淡路大震災は不幸な大震災でしたが、外国人市民も同じ地域住民であり、お互いを尊重し合うことが大切であるという考え方は、今に引き継がれています。

また、試行錯誤の中で行われた災害時の外国人市民への支援の取り組みは、新潟県で発生した2004年10月の中越地震及び2007年7月の中越沖地震という2つの大きな地震の中で、経験として活かされました。全国的に見てみると、災害時の外国人支援についてのノウハウが蓄積されてきています。

ところが、大和市の災害発生時の外国人市民への支援について見てみると、まだ準備が不足していると言わざるを得ません。いつ起きてもおかしくない災害だからこそ、早急な対策が必要です。

多文化共生のまちづくりを進めることは、災害に強い街づくりにもつながります。私たちはこの会議の中で、外国人市民の多い大和市だからこそできることが多くあると感じました。大和市には、国際化協会、NPO法人かながわ難民定住援助協会など、すでに多文化共生について活動している団体があり、日本語教室や外国料理店、教会など、外国人が集う場所があります。また、日本での生活年数が長く、日本語が堪能で、同胞のリーダーとしての資質に富んだ外国人市民も多く住んでいます。

以上のような大和市の特性も踏まえて、安心して暮らしていくことのできる街をともに作っていくために、以下を提言します。

¹多文化共生…第2期多文化共生会議設置要綱から

国籍、民族、性別、年齢などが異なる様々な文化や個性を持った人々が、互いの違いを認め合いながらも社会の一員として、社会全体を豊かにしていくこと。

1. 大和市中で災害が発生した時に支援を活かす枠組みづくり

提言1 外国人市民に必要な防災推進体制を早急に整備する。

大和市の地域防災計画では、外国人を「要援護者」と位置づけ(1996年改定より)、「外国人に対する防災対策¹」を行うとしています。

しかし、そこに記載されている「多言語による広報の充実」や「広域避難場所表示板の多言語化」は行われていない、また大和市中総合防災訓練においても、外国人市民に対する配慮が足りない等、計画に則った防災対策が行われているとは言い難い状況にあります。

また、現状では、災害発生時に、誰が、どのように被災した外国人を支援するのか具体的な体制は決められていません。

大和市中には、防災対策関係部署、多文化共生関連部署、広報関連部署、福祉関連部署等が連携して、一日も早く、外国人市民に対する防災対策・災害時支援ができる具体的な体制を整え、実施マニュアルを作成するよう求めます。

¹ 「外国人に対する防災対策」(大和市中地域防災計画からの抜粋)

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人に対しては、災害時の混乱下においても安心して行動できるよう、次のような条件、環境づくりに努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 広域避難場所等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人の雇用又は接触の機会が多い企業、事務所等に対する防災教育等の指導、支援

提言2 「災害時多言語支援センター」の設置について地域防災計画に明記し、その準備や運営に取り組む。

大規模災害が発生した際、外国人市民が直面する課題はいくつもありますが、大きな問題としてあげられるのは「情報の不足」と「3つの壁(言葉、制度、心)」です。

地震が多く発生し、防災対策及び防災意識の普及が進んでいる日本とちがいで、多くの国では、防災対策はまだ進んでおらず、地震についてほとんど知識のない外国人市民も少なくありません。加えて、実際に

地震が発生すると、ほとんどの情報が日本語で発信されるため、日本語に不自由な外国人市民は情報難民となります。また、過去の大地震を例にとると、外国人市民は避難所で、3つの壁に直面することが知られています。災害時特有の難しい言葉や、避難生活での疲労の蓄積が原因になって、言葉は普段以上に大きな壁になります。また、ビザや国籍など、日本人には必要のない手続きがあることや、在留資格によって区別されてしまうことがあるといった、制度の壁も存在します。避難所生活を続けていくなかで、生活習慣や文化の違いから、日本人とうまくコミュニケーションできなくなってしまう、お互いに壁を作ってしまうような状況が起きることもあります。

このような課題の解決に、過去の災害では、「災害時多言語支援センター」が活躍しました。この支援センターは、災害時の重要な情報を多言語で翻訳して紙媒体やラジオなどを通して発信する。各避難所を巡回しながら情報提供する。外国人市民の不安や心配ごとを聞く、といった活動を行います。

財団法人自治体国際化協会が「災害多言語支援センター設置運営マニュアル」を作成していますが、このマニュアルに従ってシミュレーション¹してみると、大和市では、30日程度の避難所開設を想定してみても、のべ184名ものボランティアと、それを受け入れるだけの場所、移動手段、IT設備などが必要になってくることがわかります。

大和市には、災害時多言語支援センターの設置を地域防災計画に明記し、その準備を進めることを求めます。

¹「災害時多言語支援センター設置運営マニュアル」シミュレーション

「かながわ自治体の国際政策研究会 災害時外国人住民支援検討部会報告書」では大和市の演習結果を参照することができます。

提言3 多文化共生を進める団体と災害発生時の支援協定を結ぶ。

大和市は、国際化協会を始め、外国人市民の支援にかかわるNPOやボランティアの日本語教室、外国人市民が集まる教会やエスニック料理店等がいくつもある、社会資源に恵まれた地域です。それらの団体は、外国人市民の身近なところで、状況を把握し必要な支援を行う、多言語で情報を発信する等の活動を日常的に行っていますが、それはまさしく、災害が発生した時に外国人市民支援に必要不可欠な活動でもあります。

大和市には、地域の社会資源の有効性を検証し、国際化協会やNPO、教会等と災害発生時の支援協定を結ぶなど、相互に協力できる体制を整えておくことを求めます。

提言4 災害発生時に相互支援することのできる広域の連携を作る。

大和市には72カ国、6,244人(2010年11月1日現在)の外国人市民が外国人登録をしており、市内では、36言語¹と、実に多様な言葉が話されています。特に、南林間に大和定住促進センターがあったことから、インドシナ3国出身者が多く住んでいることが大和市の特徴の一つになっていますが、そのため、大和市には日本国内では稀少言語といえる言葉を話す人たちが多く住んでいます。それはつまり大規模災害が発生した時に、大和市で必要な言語の通訳を確保することは極めて難しいということを意味しています。

このような問題に対応するためには、平時から大和市の状況に合った広域の連携を作っておく必要があります。

例えば、横須賀市は千葉県船橋市と自治体間相互応援協定を結び、災害発生時の相互支援について取り決めているだけでなく、NPO法人横須賀市国際交流協会と船橋市国際交流協会は平時から協働して災害時外国人サポーター養成講座を開講し、双方の市で講義を行う、夏と冬に合同避難所宿泊体験を行う、災害時外国人支援ハンドブックを作成する等の活動を行っています。

被災者が被災者を支援することができないことから、大和市には、県外の市町村と大規模災害時の相互支援協定を結ぶことを検討するよう求めます。

また、災害時に全国的な規模で外国人支援をするNPO等の団体とネットワークを形成するなど、平時からの連携を進めていくことを求めます。

¹大和市の外国人登録者数と市内で使用されている主な言語

	国名	人数	主な言語		国名	人数	主な言語
1	中国	1,186人	中国語	6	ブラジル	383人	ポルトガル語
2	ペルー	973人	スペイン語	7	タイ	205人	タイ語
3	韓国	897人	ハングル	8	カンボジア	172人	カンボジア語
4	フィリピン	834人	タガログ語	9	アメリカ	120人	英語
5	ベトナム	475人	ベトナム語	10	北朝鮮	114人	ハングル
その他… ラオス語、インドネシア語、ペルシャ語、ロシア語、フランス語、ドイツ語、ネパール語、モンゴル語、ルーマニア語、イタリア語、ミャンマー語、オランダ語、アラビア語、トルコ語、ダリー語、チェコ語、ハンガリー語、アイルランド語、リトアニア語、ディベヒ語、ポーランド語、グルジア語、ベンガル語、シンハラ語、ヒンディー語、マレー語、ウクライナ語							

2. 外国人市民を災害弱者にしないための取り組み

提言5 災害時外国人支援ボランティアの育成とボランティアの登録制度を創設する。

いつ発生してもおかしくない大規模災害に備えて、準備は迅速に行う必要がありますが、いつ起きるかわからないからこそ、なかなか準備が進まない、緊張感を維持することが難しいという側面があります。

現在、大和市内には、「自主防災会」や「やまと災害ボランティアネットワーク」、「大和市赤十字奉仕団」などの、ボランティア団体が防災意識を高める活動を続けていますが、災害時に外国人の支援を行うことを主目的に活動しているボランティア団体はありません。前述した「災害多言語支援センター設置運営マニュアル」によると、外国人市民を支援するボランティアには、言葉や IT など、特別なスキルが求められる場合もありますが、それだけではなく、災害時多言語支援センターの役割や多文化共生に対する理解があれば、誰にでもできるボランティアもあります。

大和市内には、ボランティア養成講座を開催して育成に取り組むとともに、登録制度を創設して、積極的にボランティアの活用を行うことを求めます。

提言6 外国人市民も参加しやすい総合防災訓練を開催する。

現在大和市内は、8月の最終日曜日に、市内の小中学校を会場にして、総合防災訓練を行っていますが、その情報が外国人市民に届いていない現状があります。日本語を十分に理解しない外国人市民に対しては、多言語で開催情報を提供して参加を呼び掛ける、FM やまとや外国人市民のコミュニティ、小中学校を通して情報を流すといった工夫が必要です。

また、「災害時多言語支援センター」の設置訓練を併せて行うなど、外国人が防災訓練に積極的に参加できるよう配慮することで、より多くの外国人市民が興味を持つのではないかと考えます。

大和市内には、市民の一員として、外国人市民も参加しやすい総合防災訓練の開催を求めます。

提言7 外国人市民のための地域防災訓練を開催する。

提言2でも少し触れましたが、日本に住む外国人市民は、災害や防災についての経験の積み重ねがないことから、日本人と同様の防災訓練を行っても、防災に必要なとされる知識を十分に得られないことが考えられます。

しかし、もし前述した災害時外国人支援ボランティアや国際化協会、外国人市民の集住している公営団地の自治会や自主防災会と連携した外国人市民のための防災訓練を実施すれば大きな効果が期待できるのではないのでしょうか。

また、防災訓練の実施は、地域において人のつながりを作る上で、大いに役立ちます。加えて、外国人市民は、日本人市民と比較すると、平均年齢が低く、正しい情報を得られれば、支援者として活躍が期待できる存在です。

和천시には、防災対策関連部署において、外国人市民と日本人市民が参加できる防災訓練の出前講座や外国人市民のための防災訓練を、少なくとも1年に1回は実施するように求めます。

提言8 多言語防災ハンドブックを作成する。

当会議では、多言語の防災に関する情報が不足している外国人市民のために、近隣や先進的取り組みを進めている団体が作製した、防災ハンドブックを収集し検討しました。

財団法人京都市国際交流協会の「地震・緊急時行動マニュアル 携帯用」は、災害時の初期行動や災害時に必要な物品、近くの病院や相談窓口の電話番号、NTTの災害用伝言ダイヤルのかけ方、自分の情報を書き込む避難カードなどが掲載された折り畳み式で、カードサイズの資料が各言語別に作成されていて、たいへん便利です。

和천시には、多言語でかかれた防災ハンドブックを作成して、外国人登録の窓口で転入者に手渡し他、国際化協会など外国人市民がよく訪れる窓口で配布するよう求めます。

提言9 外国人も安心して避難できる一時避難場所づくりを進める。

災害時に重要なこととして「自助・共助・公助」が言われています。災害発生時、最初の72時間は、行政の支援が進まず、地域において近隣の住民が助け合う必要があるということです。

しかし地域で助け合うにも、外国人市民はもちろん、日本人市民にとっても、言葉や食文化、習慣の違いから、コミュニケーションに不安を感じることがあると考えられます。そこで、一時避難場所などに備えられている備蓄倉庫に、多言語防災ハンドブックや、「トイレ」、「救護所」といった、災害時に必要な用語を多言語で表記したシートを備えるなど、外国人市民とコミュニケーションをとりやすくする準備が必要です。

財団法人自治体国際化協会のホームページ²には、「災害時多言語情報作成ツール」が公開されていますが、こういったものを活用することで、誰でも簡単に多言語シートを作成することができます。

大和市には、自主防災会、自治会その他、関係団体と協働して、日本人・外国人双方にとって安心できる避難場所づくりを進めるよう求めます。

¹ 外国人

大規模災害が発生した時は、日常的に行政サービスを受けている外国人市民だけではなく、一時的に大和市にやってきた滞在者や旅行者等、市民以外の外国人も被災者になることが考えられます。

² 財団法人自治体国際化協会のホームページ

<http://www.clair.or.jp//culture/disaster/index.html>

提言の実現に向けた役割分担のイメージ

提言の実現へ向けては、市や市民、多くの団体が力を合わせていく必要があります。

…主体 …協力

提言の枠組み	提言	担い手							
		市民	大和市	国際化協会	ボランティア NPO等	医療機関 他の自治体			
健康	1. 外国人市民が受診しやすい医療機関づくりを進める取り組み	提言1 外国人市民が受診しやすい医療機関づくりを進める。							
	2. 外国人市民への「健康」に関する情報提供を充実させる取り組み	提言2 外国語で受診できる医療機関の情報を収集し公開する。							
		提言3 行政情報を多言語で配布する。							
		提言4 外国人市民に国民健康保険制度を周知する。							
	3. 外国人市民の「健康」を増進する取り組み	提言5 外国人市民にも受けやすい特定健診や特定保健指導、集団検診、個別検診を行う。							
		提言6 外国人市民自らが健康増進に取り組める環境を整える。							
	4. 高齢化する外国人市民に対する取り組み	提言7 高齢化する外国人市民に対する取り組みを検討する。							
防災	1. 大和市中で災害が発生した時に支援を活かす枠組みづくり	提言1 外国人市民に必要な防災推進体制を早急に整備する。							
		提言2 「災害時多言語支援センター」の設置について地域防災計画に明記し、準備や運営に取り組む。							
		提言3 多文化共生を進める団体と災害発生時の支援協定を結ぶ。							
		提言4 災害発生時に相互支援することのできる広域の連携を作る。							
	2. 外国人市民を災害弱者にしないための取り組み	提言5 災害時外国人支援ボランティアの育成とボランティアの登録制度を創設する。							
		提言6 外国人市民も参加しやすい総合防災訓練を開催する。							
		提言7 外国人市民のための地域防災訓練を開催する。							
		提言8 多言語防災ハンドブックを作成する。							
		提言9 外国人も安心して避難できる一時避難場所づくりを進める。							

第2期大和市多文化共生会議の概要

会議の目的及び形式

多文化共生会議は、大和市の多文化共生社会の実現のために必要なことを、日本人市民と外国人市民が力を合わせて検討する目的で、大和市から委託を受けて財団法人大和市国際化協会が開催する会議です。加えて、この会議の開催を通して、外国人市民の行政参加を促すこともまた、その開催目的の一つになっています。

この会議で話し合われたことは、「行政への提言」という形でまとめられ、財団法人大和市国際化協会の会長を通して、大和市長へ提出されます。

会議は、月に1回程度開催され、その他に、必要に応じて、フィールドワークや視察、聞き取り調査を行います。

また、会議はすべて日本語で進行され、委員は、特定の国や民族・組織の利益を代表することなく、すべての市民のために職務を遂行します。

委員の任期

2008年12月6日～2010年11月30日

会議の発足及び経緯

第2期大和市多文化共生会議は、財団法人大和市国際化協会の公募に応じた、外国人市民7名、日本人市民4名、計11名のメンバーで、2008年12月6日に発足しました。

今回は、事前に大和市より「外国人市民の健康(医療、高齢化、定住化等)」と「防災(災害時のネットワーク)」という2つのテーマを与えられており、各委員は、自身の持っている経験や知識だけでなく、フィールドワークや聞き取り調査などを行うことで、現状の把握、問題意識の共有をおこない、提言を作成しました。

回	日時
第1回会議	2008年12月6日(土)午前10時から
	委嘱状交付、あいさつ、自己紹介、国際化協会及び会議の概要説明、テーマの説明
第2回会議	2009年1月17日(土)午後1時30分から
	自己紹介、前回の会議から(質問事項への回答)、会議スケジュールの説明、意見交換
第3回会議	2009年2月21日(土)午前10時から
	第1期多文化共生会議の提言の実施状況について、前回の会議から(質問事項への回答)、グループワーク
第4回会議	2009年3月14日(土)午後1時30分から
	前回の会議から(質問事項への回答)、グループワーク
第5回会議	2009年4月18日(土)午後1時30分から
	グループワーク、今後のスケジュールについて
第6回会議	2009年6月20日(土)午後1時30分から
聞き取り調査	「外国人市民の健康を取り巻く課題について」 小林国際クリニック 小林米幸先生
第7回会議	2009年7月18日(土)午後1時30分から
	意見交換
聞き取り調査	2009年7月29日(水) 午後1時から 「外国人市民の医療を取り巻く課題について」 十条通り医院 斉藤竜太先生
フィールドワーク	2009年8月29日(日) 午前9時から 大和市総合防災訓練への参加
第8回会議	2009年9月19日(土)午後1時30分から
聞き取り調査	「健康保険と健康診断について」 大和市市民経済部保険年金課
第9回会議	2009年10月17日(土)午後1時30分から
聞き取り調査	「予防接種と乳幼児健康診査について」 大和市子ども部子ども総務課及び保健福祉部健康づくり推進課
第10回会議	2009年11月21日(土)午後1時30分から
聞き取り調査	「大規模災害と外国人市民」 NPO 法人多文化共生マネージャー全国協議会高橋伸行氏

回	日時
第 11 回会議	2010 年 1 月 16 日 (土) 午後 1 時 30 分から
聞き取り調査	「大和市の地域防災計画について」 大和山市長室危機管理課
第 12 回会議	2010 年 2 月 20 日 (土) 午後 1 時 30 分から
第 5 回やまと国際交流フェスティバル出展内容についての検討	
フィールドワーク	2010 年 3 月 21 日 (日) 午前 10 時から午後 4 時
第 5 回やまと国際交流フェスティバル出展	
	・多文化共生会議の PR・管理栄養士による健康アドバイス・防災に関する資料の配布 ・外国人市民への健康及び防災に関するミニアンケート など
第 13 回会議	2010 年 4 月 17 日 (土) 午後 1 時 30 分から
聞き取り調査	「災害に備えた平時のネットワークづくり」 大和市文化スポーツ部国際・男女共同参画課
第 14 回会議	2010 年 5 月 15 日 (土) 午後 1 時 30 分から
提言の作成に向けて (スケジュール案と防災分野の振り返り)	
第 15 回会議	2010 年 6 月 19 日 (土) 午後 1 時 30 分から
防災の提言素案の校正、健康分野の振り返り	
第 16 回会議	2010 年 7 月 17 日 (土) 午後 1 時 30 分から
健康の提言素案の校正、防災の提言素案の校正	
聞き取り調査	2010 年 8 月 30 日 (月) 午後 2 時から 「在日コリアン高齢者と地域社会」 ふれあい館 三浦知人館長
第 17 回会議	2010 年 9 月 18 日 (土) 午後 1 時 30 分から
健康の提言素案の校正、防災の提言素案の校正	
第 18 回会議	2010 年 10 月 16 日 (土) 午後 1 時 30 分から
健康の提言素案の校正、防災の提言素案の校正	
第 19 回 (臨時) 会議	2010 年 11 月 6 日 (土) 午後 1 時 30 分から
健康の提言素案の校正、防災の提言素案の校正	
第 20 回 (臨時) 会議	2010 年 11 月 13 日 (土) 午前 10 時から
健康の提言素案の校正、防災の提言素案の校正	
第 21 回会議	2010 年 11 月 20 日 (土) 午後 1 時 30 分から
提言書の最終確認	

第2期 大和市多文化共生会議設置要綱

(目的)

第1条 財団法人大和市国際化協会(以下「協会」という。)は、以下の目的を達成するために、大和市から委託を受け、大和市多文化共生会議(以下「会議」という。)を設置する。

- (1) 大和市の多文化共生社会実現のために必要なことを検討する
- (2) 外国人市民の行政参加を促す
- (3) 日本人市民と外国人市民が力を合わせて、共生するための課題の解決をめざす場を作る

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多文化共生
国籍、民族、性別、年齢などが異なる様々な文化や個性を持った人々が、互いの違いを認め合いながらも、社会の一員として社会全体を豊かにしていくこと
- (2) 外国人市民
日本以外の国籍を有する者の他に、日本国籍を有していても、外国に文化的背景を持つ者を含む

(所掌事務)

第3条 会議は、1条の目的を達成するために、次に掲げる事項について調査審議し、協会会長に対しその結果を報告する。

- (1) 大和市の多文化共生を推進する環境の整備に関すること
- (2) その他必要と認められる事項

(構成等)

第4条 会議は、次のいずれにも該当する者の中から、外国人市民7名以内、日本人市民7名以内の委員で構成される。

- (1) 年齢満18歳以上である者
 - (2) 大和市に在任・在勤・在学・在活動している者
- 2 委員の任期は2年とする。
- 3 委員は公募により選任する。

(委員の責務)

第5条 委員は、すべての市民のために職務を遂行し、特定の国や民族・組織の利益を代表し

ない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いたあとも同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 会議に、委員長及び副委員長をおき、委員の互選により定める

2 委員長は会議を代表し会務を総理する

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、また委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(運営)

第7条 会議は、委員長が召集しその議長を務めるものとする。

2 会議の運営は、自主的な運営により行われるものとする

3 会議は、必要に応じて部会を置くことができる

4 会議は原則として公開とする

5 委員長は、2年間の任期中の活動をまとめて協会会長に報告しなければならない

(推進体制)

第8条 協会会長は、前条第4項の規定による報告を受けたときは、大和市に報告するとともに、これを市民に公表する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、協会事務局において処理する。

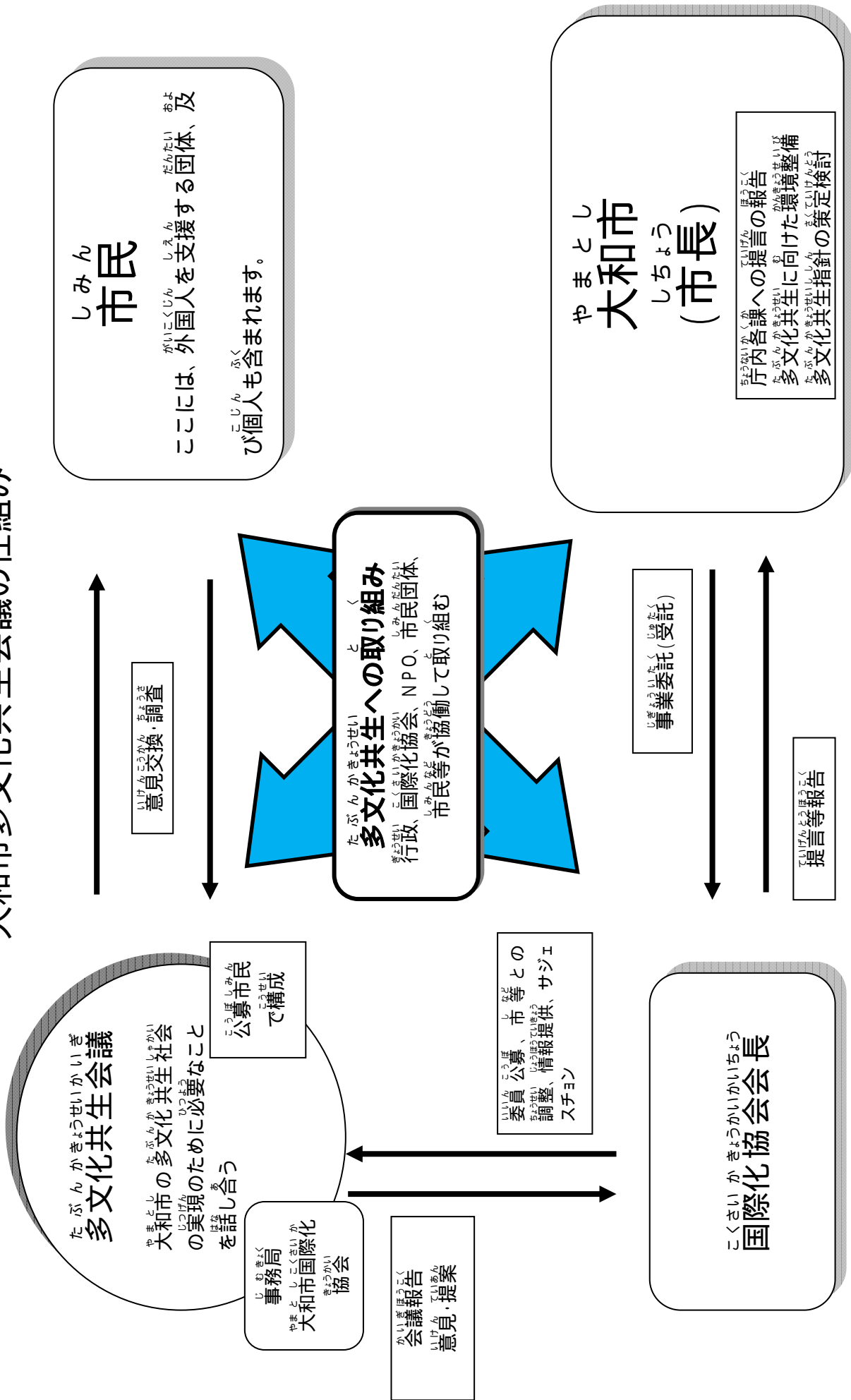
(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、2008年12月6日から施行する。

やまとしたぶんかきょうせいかいぎ 大和市多文化共生会議の仕組み



だい き やまとし た ぶんか きょうせい かいぎ いいんめいぼ
第2期大和市多文化共生会議委員名簿

おんじゅん
(50音順)

	し めい 氏名	しゅっしんこく 出身国	び こう 備考
1	い ざ りすれん 伊佐 リスレン	カンボジア	
2	い し ま フロルデリサ 石間 フロルデリサ	フィリピン	
3	い ち じ るみ 伊知地 るみ	に ほん 日本	い い ん ち ょう 委員長
4	い な ふ く スーザン 稲福 スーザン	ペルー	ふ く い い ん ち ょう 副委員長
5	お く つ ネルリタ 奥津 ネルリタ	フィリピン	
6	お ん ち と し こ 恩智 敏子	ペルー	
7	こ ん の ま さ る 紺野 勝	ベトナム	
8	た の い サイナ 田野井 サイナ	ちゅうこく 中国	
9	な す た く し 那須 卓司	に ほん 日本	
10	は せ が わ ま こ と 長谷川 真	に ほん 日本	ふ く い い ん ち ょう 副委員長
11	ひ ら つ か け い い ち 平塚 恵一	に ほん 日本	

編集: 第 2 期大和市多文化共生会議

2010 年 11 月 30 日

発行: 財団法人大和市国際化協会

〒242-0018 神奈川県大和市深見西 8-6-12

大和市役所分庁舎 2 階

TEL 046-260-5126 FAX 046-260-5127

URL <http://www.yamato-kokusai.or.jp>